

川崎市中学校給食献立連絡調整会議設置要綱

〔平成29年3月31日〕
28川教健第2509号

(趣旨)

第1条 中学校給食の献立について連絡調整するため、川崎市中学校給食献立連絡調整会議（以下「中学校献立会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 中学校献立会議は、次の事項について連絡調整するものとする。

- (1) 中学校給食の献立内容に関すること。
- (2) 中学校給食の献立及び栄養等の調査研究に関すること。
- (3) その他中学校給食の献立作成に伴う必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 中学校献立会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 座長は、川崎市立中学校長会長が指名する校長をもって充てる。
- 3 副座長は、教育委員会事務局健康給食推進室担当課長をもって充てる。

(会議等)

第4条 中学校献立会議は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 中学校献立会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 中学校献立会議の庶務は、教育委員会事務局健康給食推進室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則（平成29年3月31日 28川教健第2509号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月29日部長専決 29川教健給第1050号）

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。

附 則（平成29年11月22日部長専決 29川教健給第1290号）

この要綱は、平成29年11月22日から施行する。

附 則（平成30年4月1日部長専決 30川教健給第259号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日部長専決 3川教健給第170号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

中学校献立会議

座長	川崎市立中学校長会長が指名する校長
副座長	教育委員会事務局健康給食推進室担当課長
委員	川崎市PTA連絡協議会会長が指名する者 川崎市立中学校長会長が指名する校長 川崎市立中学校（自校・合築校）栄養教諭・学校栄養職員 教育委員会事務局健康給食推進室〔南部学校給食センター〕所長 教育委員会事務局健康給食推進室〔中部学校給食センター〕所長 教育委員会事務局健康給食推進室〔北部学校給食センター〕所長 教育委員会事務局健康給食推進室〔南部学校給食センター〕指導主事、担当係長及び学校栄養職員 教育委員会事務局健康給食推進室〔中部学校給食センター〕指導主事、担当係長及び学校栄養職員 教育委員会事務局健康給食推進室〔北部学校給食センター〕指導主事、担当係長及び学校栄養職員